

○内閣府令第 号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び関係法令を実施するため、内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令

（内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

(平成十五年内閣府令第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 内閣府の所管する金融関連法令（告示を含む。以下同じ。）に係る手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「法」という。）第六から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令（告示を含む。以下同じ。）又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めがある場合を除くほか、この府令の定めるところによる。</p> <p>2 内閣府の所管する金融関連法令に係る手続等（法第六条から第九条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めがある場合を除くほか、法及びこの府令の規定の例による。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 内閣府の所管する金融関連法令及び当該法令に基づく命令（告示を含む。以下この条において同じ。）に係る手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律若しくは命令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めがある場合を除くほか、法及びこの府令の定めるところによる。</p> <p>2 内閣府の所管する金融関連法令及び当該法令に基づく命令に係る手続等（法第六条から第九条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律若しくは命令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めがある場合を除くほか、法及びこの府令の規定の例による。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p>

に定めるところによる。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百

二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

二 「略」

（氏名等を明らかにする措置）

第五条 「略」

2 法第七条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置は、次の各号に掲げる措置又は第九条第一項ただし書に規定する措置とする。

一 第九条第一項の規定に基づき入力する事項についての情報に電子署名を行い、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録すること。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年

法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

二 「同上」

（氏名等を明らかにする措置）

第五条 「同上」

2 「同上」

一 第九条第一項の規定に基づき入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて前条第二項第一号イからニまでに掲げるものと併せて行政機関等の

二 「略」

3 「略」

(電子情報処理組織による処分通知等)

第九条 行政機関等が、法第七条第一項の規定により処分通知等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第一条の三、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第十三条第四項、企業内容等の開示に関する内閣府令第十五条の二の二第四項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二十四条の二第四項及び開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第二項に規定するものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、次の各号のいずれかの方法により処分通知等を行わなければならない。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は、この限りでない。

一 当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録すること。

二 「同上」

3 「同上」

(電子情報処理組織による処分通知等)

第九条 「同上」

一 当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて第四条第二項第一号イからニまでに掲げるものと併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 「略」

〔2〕4 略〕

(電磁的記録による作成等)

第十三条 行政機関等が、法第九条第一項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う場合においては、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三三号)第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。)

〔その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。〕

2| 行政機関等が、内閣府の所管する金融関連法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

二 「同上」

〔2〕4 同上〕

(電磁的記録による作成等)

第十三条 行政機関等が、法第九条第一項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う場合においては、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

〔項を加える。〕

(内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年内閣府令第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(電磁的記録による保存)</p> <p>第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>〔2～4 略〕</p> <p>(電磁的記録による作成)</p> <p>第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(電磁的記録による保存)</p> <p>第四条 〔同上〕</p> <p>一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>〔2～4 同上〕</p> <p>(電磁的記録による作成)</p> <p>第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。</p>

<p>(電磁的記録による交付等)</p> <p>第十一条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第五の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「略」</p>	<p>(電磁的記録による交付等)</p> <p>第十一条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(無尽業法施行細則の一部改正)

第三条 無尽業法施行細則(昭和六年大蔵省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
<p>(営業の免許の申請等)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 無尽業法第二条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす</p> <p>る。</p> <p>「項を削る。」</p> <p>「項を削る。」</p> <p>(貸借対照表の公告等)</p> <p>第十六条 「略」</p>	<p>(営業の免許の申請等)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 無尽業法第二条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（次項において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。</p> <p>4 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ポリリウム及びファイル構成については、日本産業規格X六〇〇五に規定する方式</p> <p>5 第三項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一 申請者の商号</p> <p>二 申請年月日</p> <p>(貸借対照表の公告等)</p> <p>第十六条 「同上」</p>

〔2・4 略〕

5 無尽業法第十七条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 〔略〕

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

〔6・7 略〕

(無尽会社に対する意見聴取等)

第二十二条の三 〔略〕

〔2・3 略〕

4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもつて作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものにより行うことができる。

一 〔略〕

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・4 同上〕

5 〔同上〕

一 〔同上〕

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

〔6・7 同上〕

(無尽会社に対する意見聴取等)

第二十二条の三 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

一 〔同上〕

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

備考 表中の「」の記載は注記である。	5 〔略〕
	5 〔同上〕

(船主相互保険組合法施行規則の一部改正)

第四条 船主相互保険組合法施行規則(昭和二十五年^{大蔵省}運輸省^{令第二号})の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録)</p> <p>第二条 法第十三条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>(電磁的方法)</p> <p>第四条 法第十四条第四項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「略」</p> <p>(船主相互保険組合法施行令に係る電磁的方法)</p> <p>第七条 船主相互保険組合法施行令(昭和二十五年政令第二百七十七号)第一条第一項又は第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法(法第十四条第四項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)の種類及び内容は、次に掲げるものとする。</p>	<p>(電磁的記録)</p> <p>第二条 法第十三条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>(電磁的方法)</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「同上」</p> <p>(船主相互保険組合法施行令に係る電磁的方法)</p> <p>第七条 「同上」</p>

<p>一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「略」</p> <p>(清算人が提出する電磁的記録)</p> <p>第六十九条 法第四十八条第一項において準用する保険業法第七百七十六条（決算書類等の提出）に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものである。</p>	<p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「同上」</p> <p>(電磁的記録による決算書類の提出)</p> <p>第六十九条 法第四十八条第一項において準用する保険業法第七百七十六条（決算書類等の提出）に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものである。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(証券金融会社に関する内閣府令の一部改正)

第五条 証券金融会社に関する内閣府令(昭和三十年大蔵省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(免許申請書に添付すべき電磁的記録)</p> <p>第一条の三 法第五十六條の二十四第四項において準用する法第八十一條第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体(法第十三條第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす</p> <p>。〔項を削る。〕</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(免許申請書に添付すべき電磁的記録)</p> <p>第一条の三 法第五十六條の二十四第四項において準用する法第八十一條第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下この条において「日本産業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。</p> <p>2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X六〇五に規定する方式</p> <p>3 第一項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一 申請者の商号</p> <p>二 申請年月日</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融機関の合併及び転換の手続等に関する内閣府令の一部改正)

第六条 金融機関の合併及び転換の手続等に関する内閣府令(昭和四十三年大蔵省令第二十七号)の一部を

次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(吸収合併存続銀行の事後開示事項) 第九条 法第三十二条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〕四 略〕</p> <p>五 法第三十四条第一項の規定により吸収合併消滅協同組織金融機関が備え置いた書面又は電磁的記録(法第二十一条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記載又は記録がされた事項(吸収合併契約の内容を除く。)</p> <p>〔六・七 略〕</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第二十条 法第二十一条第一項(法第五十八条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(吸収合併存続銀行の事後開示事項) 第九条 〔同上〕</p> <p>〔一〕四 同上〕</p> <p>五 法第三十四条第一項の規定により吸収合併消滅協同組織金融機関が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項(吸収合併契約の内容を除く。)</p> <p>〔六・七 同上〕</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第二十条 法第二十一条第一項(法第五十八条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第七条 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十七年大蔵省令第二十六号)の一部を

次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法) 第十八条の二 「略」</p> <p>2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体(法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条第二項第二号において同じ。)をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔3〕7 略</p> <p>(法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法) 第十八条の三 「略」</p> <p>2 法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔3〕6 略</p>	<p>(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法) 第十八条の二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔3〕7 同上</p> <p>(法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法) 第十八条の三 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔3〕6 同上</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第八条 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する

。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第二十三条の二 「略」</p> <p>2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体(法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条第二項第二号及び第二十四条第二項第二号において同じ。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔3〕7 略</p> <p>(法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第二十三条の三 「略」</p> <p>2 法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔3〕6 略</p>	<p>(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第二十三条の二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔3〕7 同上</p> <p>(法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第二十三条の三 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔3〕6 同上</p>

<p>(親会社等状況報告書の送付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第二十四条 「略」</p> <p>2 法第二十七条の三十の十一第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>「3」6 略</p>	<p>(親会社等状況報告書の送付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第二十四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>「3」6 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(銀行法施行規則の一部改正)

第九条 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(情報通信の技術を利用した提供)</p> <p>第十四条の十一の八 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(情報通信の技術を利用した同意の取得)</p> <p>第十四条の十一の九の三 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項(法第十三条の四にお</p>	<p>(情報通信の技術を利用した提供)</p> <p>第十四条の十一の八 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(情報通信の技術を利用した同意の取得)</p> <p>第十四条の十一の九の三 「同上」</p>

いて準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

〔2・3 略〕

(貸借対照表等の公告等)

第十九条 「略」

2 「略」

3 法第二十条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

〔4～6 略〕

7 法第二十条第六項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 「略」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

〔2・3 同上〕

(貸借対照表等の公告等)

第十九条 「同上」

2 「同上」

3 法第二十条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

〔4～6 同上〕

7 「同上」

一 「同上」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

〔8・9 略〕

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の二の八 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 〔略〕

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 略〕

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第三十四条の二の九の三 法第五十二条の二の五において準用する

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

〔8・9 同上〕

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の二の八 〔同上〕

一 〔同上〕

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 同上〕

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第三十四条の二の九の三 〔同上〕

金融商品取引法第三十四条の二第十二項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

〔2・3 略〕

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十四条の五十三の十三 法第五十二条の四五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項（法第五十二条の四五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

〔2・3 同上〕

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十四条の五十三の十三 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をも

〔2・3 略〕

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の六十三の三十一 準用金融商品取引法第三十四条の二
第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融
商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。
)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七
条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において
同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものと
する。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録
したものを交付する方法

〔2・3 略〕

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第三十四条の六十三の三十四 準用金融商品取引法第三十四条の二
第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融
商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)

つて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方
法

〔2・3 同上〕

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の六十三の三十一 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方
法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をも
つて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方
法

〔2・3 同上〕

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第三十四条の六十三の三十四 「同上」

<p>（）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法</p> <p>〔2・3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第十条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(電磁的方法)</p> <p>第二条 法第十二条第三項(法第二十四条第十項において準用する場合を含む。)に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「略」</p> <p>(信用金庫法施行令等に係る電磁的方法)</p> <p>第四条 信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第四百四十二号。以下「令」という。)第四条の三第一項若しくは第五条の七第一項又は全国を地区とする信用金庫連合会の全国連合会債の発行に関する政令(平成元年政令第二百十八号。以下「全国連合会債令」という。)第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法(法第十二条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)の種類及び内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの</p> <p>イ 「略」</p>	<p>(電磁的方法)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「同上」</p> <p>(信用金庫法施行令等に係る電磁的方法)</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p>

ロ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 「略」

(電磁的記録)

第八条 法第二十三条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。

(情報通信の技術を利用した提供)

第七十条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 略〕

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 「同上」

(電磁的記録)

第八条 法第二十三条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。

(情報通信の技術を利用した提供)

第七十条の六 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 同上〕

<p>(情報通信の技術を利用した同意の取得) 第七十條の七の三 準用金融商品取引法第三十四條の二第十二項 (準用金融商品取引法第三十四條の三第三項(準用金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この條において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>(情報通信の技術を利用した同意の取得) 第七十條の七の三 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法</p> <p>〔2・3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正)

第十一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)の一部を

次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十六条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項(法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第二項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法(以下「電磁的方法」という。)とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(信託財産状況報告書の交付を要しない場合)</p> <p>第二十条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔一〇八 略〕</p> <p>九 他の目的で作成された書類又は電磁的記録(電磁的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十六条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(信託財産状況報告書の交付を要しない場合)</p> <p>第二十条 「同上」</p> <p>〔一〇八 同上〕</p> <p>九 他の目的で作成された書類又は電磁的記録(電磁的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に</p>

供されるもの（電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものに限り。をいう。第四十二条の三第四項において同じ。）に第十九条第一項各号に規定する事項が記載又は記録されている場合であつて、かつ、当該書類又は電磁的記録に記載又は記録された内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

〔十・十一 略〕

2
〔略〕

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十一条の五 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 〔略〕

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

供されるもの（磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものに限り。をいう。第四十二条の三第四項において同じ。）に第十九条第一項各号に規定する事項が記載又は記録されている場合であつて、かつ、当該書類又は電磁的記録に記載又は記録された内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

〔十・十一 同上〕

2
〔同上〕

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十一条の五 〔同上〕

一 〔同上〕

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 略〕

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第三十一条の六の三 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

〔2・3 略〕

(信託業務を営む金融機関に対する意見聴取等)

第四十二条の三 「略」

〔2・3 略〕

4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものをもつて行うことができる

〔2・3 同上〕

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第三十一条の六の三 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

〔2・3 同上〕

(信託業務を営む金融機関に対する意見聴取等)

第四十二条の三 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

<p>5 [略]</p> <p>一 。</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>	<p>5 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(貸金業法施行規則の一部改正)

第十二条 貸金業法施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(電磁的方法)</p> <p>第一条の二の二 法第十二条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 電磁的方法による提供を受ける旨の承諾若しくは受けない旨の申出をする場合、法第四十一条の三十六第一項若しくは第二項に規定する同意を得る場合又は第三十条の十五第一項若しくは第二項に規定する同意を得る場合 次に掲げる方法</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにその旨を記録したものを交付する方法</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる方法</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(電磁的記録に記録された事項を提供するための方法)</p> <p>第二十六条の六十八 法第二十四条の四十四第二項第四号の内閣府令で定めるものは、次に掲げるもののうち、登録講習機関が定めるものとする。</p>	<p>(電磁的方法)</p> <p>第一条の二の二 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにその旨を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(電磁的記録に記録された事項を提供するための方法)</p> <p>第二十六条の六十八 「同上」</p>

<p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>「2・3 略」</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>「2・3 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正)

第十三条 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令(平成二年大蔵省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(大量保有報告書の写しの送付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第二十二條の三 「略」</p> <p>2 法第二十七條の三十の十一第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体(法第十三條第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに書類に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔3〕6 略〕</p>	<p>(大量保有報告書の写しの送付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第二十二條の三 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書類に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔3〕6 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正)

第十四条 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成二年大蔵省令第三十八

号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(株券等の所有者が少数である場合)

第二条の五 「略」

2 令第六条の二第一項第七号に規定する全ての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 特定買付け等の後における当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この号において同じ。）とその他の特別関係者（同項第二号に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合を合計した割合が三分の二以上となる場合であつて、当該特定買付け等の対象とならない株券等（以下この号において「買付け等対象外株券等」という。）があるとき 当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等の全ての所有者から提出され、かつ、買付け等対象外株券等についてイ又はロの条件が満たされている場合

イ 「略」

- ロ 買付け等対象外株券等の所有者が二十五名未満である場合であつて、特定買付け等を公開買付けによらないで行うことにつき、当該買付け等対象外株券等の全ての所有者が同意し

改正前

(株券等の所有者が少数である場合)

第二条の五 「同上」

2 令第六条の二第一項第七号に規定するすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 特定買付け等の後における当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この号において同じ。）とその他の特別関係者（同項第二号に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合を合計した割合が三分の二以上となる場合であつて、当該特定買付け等の対象とならない株券等（以下この号において「買付け等対象外株券等」という。）があるとき 当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等のすべての所有者から提出され、かつ、買付け等対象外株券等についてイ又はロの条件が満たされている場合

イ 「同上」

- ロ 買付け等対象外株券等の所有者が二十五名未満である場合であつて、特定買付け等を公開買付けによらないで行うことにつき、当該買付け等対象外株券等のすべての所有者が同意し

、その旨を記載した書面を提出していること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等の全ての所有者から提出された場合

3 株券等の所有者（以下この条において「所有者」という。）は、前項第一号本文及び同号ロ又は同項第二号の規定による書面の提出に代えて、前項の規定により書面に記載する事項（以下この項において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（第一号ロにおいて「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該所有者は、当該書面を提出したものとみなす。

一 「略」

二 電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。第五条第七項第二号及び第三十三条の第三項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔4・5 略〕

（買付け等の通知書の記載事項等）

第五条 「略」

2 「略」

し、その旨を記載した書面を提出していること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等のすべての所有者から提出された場合

3 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔4・5 同上〕

（買付け等の通知書の記載事項等）

第五条 「同上」

2 「同上」

3 令第八条第五項第三号に規定する公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一 「略」

二 当該株券等の所有者が二十五名未満である場合であつて、買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことにつき、当該株券等の全ての所有者が同意し、その旨を記載した書面を提出している場合における当該株券等

〔4〕6 略

7 令第八条第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに通知書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

〔8〕11 略

(公開買付届出書等の写しの送付についての情報通信の技術を利用する方法)

第三十三条の三 「略」

2 法第二十七条の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

3 「同上」

一 「同上」

二 当該株券等の所有者が二十五名未満である場合であつて、買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意し、その旨を記載した書面を提出している場合における当該株券等

〔4〕6 同上

7 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに通知書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

〔8〕11 同上

(公開買付届出書等の写しの送付についての情報通信の技術を利用する方法)

第三十三条の三 「同上」

2 「同上」

<p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書類に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>「3」6 略」</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書類に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>「3」6 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正
）

第十五条 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(信用協同組合等に対する意見聴取等) 第七条 「略」 「2・3 略」</p> <p>4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録（法第十条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。）で作成されている場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものをもって行うことができる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>5 「略」</p>	<p>(信用協同組合等に対する意見聴取等) 第七条 「同上」 「2・3 同上」</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>5 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第十六条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(電磁的記録)</p> <p>第十六条 法第五条の七第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p style="text-align: center;">(電磁的方法)</p> <p>第十九条 法第五条の七第十一項第四号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「略」</p> <p style="text-align: center;">(情報通信の技術を利用した提供)</p> <p>第一百十条の三十九 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(電磁的記録)</p> <p>第十六条 法第五条の七第二項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p style="text-align: center;">(電磁的方法)</p> <p>第十九条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「同上」</p> <p style="text-align: center;">(情報通信の技術を利用した提供)</p> <p>第一百十条の三十九 「同上」</p>

四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 略〕

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第一百条の四十の三 準用金融商品取引法第三十四条の二十二項

（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

〔2・3 略〕

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 同上〕

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第一百条の四十の三 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

〔2・3 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正)

第十七条 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)の一部を

次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(取得勧誘における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等)</p> <p>第十一条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項第二号ロ又は前項第一号ロ(2)に規定する書面を交付する者(以下この条において「書面交付者」という。)は、第一項第二号ロ又は前項第一号ロ(2)に規定する書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」という。)の同意を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条において「転売制限情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体(電磁的記録(法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。第十六条第一項第一号において同じ。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法</p> <p>〔4〕7 略</p> <p>(特定投資家向け取得勧誘における有価証券の譲渡に関する制限</p>	<p>(取得勧誘における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等)</p> <p>第十一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法</p> <p>〔4〕7 同上</p> <p>(特定投資家向け取得勧誘における有価証券の譲渡に関する制限</p>

等)

第十二条 「略」

2 前項第一号ロ(2)(ii)に規定する書面を交付する者(以下この条において「書面交付者」という。)は、同号ロ(2)(ii)に規定する書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」という。)(の同意を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条において「転売制限情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。))により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

〔3〕6 略〕

(取得勧誘における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条 「略」

〔2〕3 略〕

4 第一項第二号ロ、第二項第二号ロ(2)及び前項第一号ロ(2)に規定する書面を交付する者(以下この条において「書面交付者」とい

等)

第十二条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

〔3〕6 同上〕

(取得勧誘における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条 「同上」

〔2〕3 同上〕

4 「同上」

う。)は、第一項第二号ロ、第二項第二号ロ(2)及び前項第一号ロ(2)に規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」という。)の同意を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条において「転売制限情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

〔5〕8 略

(売付け勧誘等における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条の四 「略」

2 「略」

3 第一項第二号ロ又は前項第一号ロ(2)に規定する書面を交付する者(以下この条において「書面交付者」という。)は、第一項第二号ロ又は前項第一号ロ(2)に規定する書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより当該書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」という。)の同意を得て、当該書

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

〔5〕8 同上

(売付け勧誘等における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条の四 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

〔4〕7 略

（売付け勧誘等における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十三条の七 「略」

〔2〕3 略

4 第一項第二号ロ、第二項第二号ロ(2)及び前項第一号ロ(2)に規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号ロ、第二項第二号ロ(2)及び前項第一号ロ(2)に規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

〔4〕7 同上

（売付け勧誘等における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十三条の七 「同上」

〔2〕3 同上

4 「同上」

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>。により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法</p> <p>〔5〕10 略</p> <p>(金融商品取引業から除かれるもの)</p> <p>第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利の販売のうち、勧誘をすることなく、金融商品取引業者等(法第六十五条の五第二項及び第四項の規定により金融商品取引業者とみなされる者を含む。以下この号において同じ。)による代理又は媒介により当該販売に係る契約を締結するもの(当該代理又は媒介に係る業務の委託契約書その他の書類(電磁的記録を含む。))において、当該販売を行う者が当該金融商品取引業者等に勧誘の全部を委託する旨が明らかにされているものに限る。)</p> <p>〔一の二〕十七 略</p> <p>〔2〕11 略</p>
	<p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法</p> <p>〔5〕10 同上</p> <p>(金融商品取引業から除かれるもの)</p> <p>第十六条 「同上」</p> <p>一 法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利の販売のうち、勧誘をすることなく、金融商品取引業者等(法第六十五条の五第二項及び第四項の規定により金融商品取引業者とみなされる者を含む。以下この号において同じ。)による代理又は媒介により当該販売に係る契約を締結するもの(当該代理又は媒介に係る業務の委託契約書その他の書類(法第十三条第五項に規定する電磁的記録を含む。))において、当該販売を行う者が当該金融商品取引業者等に勧誘の全部を委託する旨が明らかにされているものに限る。)</p> <p>〔一の二〕十七 同上</p> <p>〔2〕11 同上</p>

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第十八条 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第三十二条の二 「略」</p> <p>2 特定有価証券に係る法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体(法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条第二項第二号において同じ。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔3〕7 略</p> <p>(法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第三十二条の三 「略」</p> <p>2 法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔3〕6 略</p>	<p>(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第三十二条の二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔3〕7 同上</p> <p>(法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第三十二条の三 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔3〕6 同上</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令の一部改正)

第十九条 信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令(平成六年大蔵省令第十五号

)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(電磁的方法)</p> <p>第二十五条 法第九条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「略」</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第二十六条 法第二十二条第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>(協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令に係る電磁的方法)</p> <p>第三十一条 令第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。</p>	<p>(電磁的方法)</p> <p>第二十五条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「同上」</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第二十六条 法第二十二条第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>(協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令に係る電磁的方法)</p> <p>第三十一条 「同上」</p>

<p>一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「略」</p>	<p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令の一部改正)

第二十条 信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令(平成六年大蔵省令第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(電磁的方法)</p> <p>第二十六条 法第九条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「略」</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第二十七条 法第二十二条第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>(協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令に係る電磁的方法)</p> <p>第三十二条 令第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。</p>	<p>(電磁的方法)</p> <p>第二十六条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「同上」</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第二十七条 法第二十二条第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>(協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令に係る電磁的方法)</p> <p>第三十二条 「同上」</p>

<p>一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「略」</p>	<p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正)

第二十一条 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成六年大蔵省令第九十五号

)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(買付け等の通知書の記載事項等)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 令第十四条の三の三第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体(法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。第二十四条第二項第二号において同じ。〔5〕をもって調製するファイルに通知書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔5〕8 略</p> <p>(通知の方法)</p> <p>第二十四条 「略」</p> <p>2 公開買付者は、前項の規定による書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該公開買付けに係る上場株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした者及び当該上場株券等の売付け等を行うとする者(以下この条において「公開買付申込者等」という。)の承諾を得て、前項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において</p>	<p>(買付け等の通知書の記載事項等)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに通知書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔5〕8 同上</p> <p>(通知の方法)</p> <p>第二十四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p>

<p>「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該公開買付者は、当該書面の交付をしたものとなす。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔3〕6 略</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔3〕6 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(保険業法施行規則の一部改正)

第二十二條 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録)</p> <p>第十四条の三 法第四条第三項(法第二百七十二条の二第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十四条の七を除き、以下同じ。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす</p> <p>(電磁的方法)</p> <p>第十四条の五 法第十六条第二項第四号(法第五十七条第四項において準用する場合を含む。)に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「略」</p> <p>(保険業法施行令に係る電磁的方法)</p> <p>第十四条の十 令第四条の五第一項又は第四条の六第一項の規定に</p>	<p>(電磁的記録)</p> <p>第十四条の三 法第四条第三項(法第二百七十二条の二第三項において準用する場合を含む。)及び第百七十六条に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす</p> <p>(電磁的方法)</p> <p>第十四条の五 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「同上」</p> <p>(保険業法施行令に係る電磁的方法)</p> <p>第十四条の十 「同上」</p>

より示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 「略」

ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 「略」

(情報通信の技術を利用した提供)

第五十二条の十三の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 略〕

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第五十二条の十三の七の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 「同上」

(情報通信の技術を利用した提供)

第五十二条の十三の六 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 同上〕

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第五十二条の十三の七の三 「同上」

十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

〔2・3 略〕

（情報通信の技術を利用する方法）

第五十二条の十七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項（同法第二十七条第二項及び同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法（次条、第五十二条の二十一第一項及び第五十二条の二十四において「電磁的方法」という。）とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 略〕

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

〔2・3 同上〕

（情報通信の技術を利用する方法）

第五十二条の十七 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 同上〕

(運用報告書に係る情報通信の技術を利用する方法)

第五十四条の五 法第百条の五第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 略〕

(清算人が提出する電磁的記録)

第一百七条の二 法第七十六条に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

(保険仲立人の氏名等の明示に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二百二十七条の四 法第二百九十四条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

(運用報告書に係る情報通信の技術を利用する方法)

第五十四条の五 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 同上〕

〔条を加える。〕

(保険仲立人の氏名等の明示に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二百二十七条の四 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方

〔2〕4 略

(情報通信の技術を利用した提供)

第二百三十四条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2〕3 略

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第二百三十四条の七の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事

法

〔2〕4 同上

(情報通信の技術を利用した提供)

第二百三十四条の六 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2〕3 同上

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第二百三十四条の七の三 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>項を記録したものを得る方法</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(保険契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第二百四十条の二 法第三百九条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・4 略〕</p>	<p>法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(保険契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第二百四十条の二 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・4 同上〕</p>
---------------------------	---	--

(損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部改正)

第二十三条 損害保険料率算出団体に関する内閣府令(平成八年大蔵省令第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(電磁的方法)</p> <p>第四条の二 法第七条の二の十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「略」</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(電磁的方法)</p> <p>第四条の二 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正)

第二十四条 資産の流動化に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(業務開始届出等に添付すべき電磁的記録)</p> <p>第十条 法第四条第四項(法第九条第四項及び第十一条第五項において準用する場合を含む。)の規定により添付することができる電磁的記録及び法第七条第二項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三百三十二条を除き、以下同じ。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>「項を削る。」</p> <p>「項を削る。」</p> <p style="text-align: center;">(電磁的記録)</p> <p>第二百二十七条 法第四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(業務開始届出等に添付すべき電磁的記録)</p> <p>第十条 法第四条第四項(法第九条第四項及び第十一条第五項において準用する場合を含む。)の規定により添付することができる電磁的記録及び法第七条第二項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下この条において「日本産業規格」という。X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。</p> <p>2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式</p> <p>3 第一項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一 届出者の商号</p> <p>二 届出年月日</p> <p style="text-align: center;">(電磁的記録)</p> <p>第二百二十七条 法第四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは</p>

、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

(電磁的方法)

第二百二十八条 法第四十条第三項及び法第二百四十二条第五項(法第二百五十三条において準用する場合を含む。)において準用する信託法第八十条第三号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 法第三十二条第二項(法第四百四十条第二項、第五百十一条第五項及び第五百七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 「略」

(検査役が提供する電磁的記録)

第三百三十二条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第三十六条

、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

(電磁的方法)

第二百二十八条 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 「同上」

一 「同上」

二 前条に規定するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 「同上」

(検査役が提供する電磁的記録)

第三百三十二条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスク(電磁的記録に限る。)及び次に掲げる規定によ

第一項に規定する電磁的記録媒体（電磁的記録に限る。）及び次に掲げる規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。

「一〇四 略」

「項を削る。」

（資産流動化法施行令に係る電磁的方法）

第三百三十四条 令第十一条第一項、第十八条第一項及び第四十一条

第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 「略」

ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 「略」

り電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。

「一〇四 同上」

2|| 前項に規定する「磁気ディスク」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

一 日本産業規格X六二二三に適合する九〇ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二 日本産業規格X〇六〇六に適合する一二〇ミリメートル光ディスク

（資産流動化法施行令に係る電磁的方法）

第三百三十四条 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正)

第二十五条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
<p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十一条 法第五条第二項（法第十三条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第五項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第五十九条並びに第二百三条第三項及び第四項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第五十八条を除き、以下同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(電磁的方法)</p> <p>第二十五条の二 法第十四条第二項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。第一号イにおいて同じ。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録</p>	<p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十一条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(電磁的方法)</p> <p>第二十五条の二 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方</p>

したものを交付する方法

〔2・3 略〕

(電磁的方法)

第三十条 法第十七条第一項第三号(法第二十条第一項及び第五十条第一項において準用する場合を含む。)に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 「略」

(投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法)

第三十二条 令第二十条第一項又は第二十二條第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 「略」

ロ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 「略」

法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 同上〕

(電磁的方法)

第三十条 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 「同上」

(投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法)

第三十二条 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 「同上」

(電磁的記録)

第四十条 法第十七条第十項(法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものである。

(電磁的記録)

第三百三条 法第六十六条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものである。

(投資法人設立届出書の添付書類)

第八十条 前条の投資法人設立届出書には、法第六十九条第二項に規定する規約を、三通(規約が電磁的記録で作成されているときは、次条に定めるもの一部)添付しなければならない。

2 「略」

(投資法人設立届出書に添付すべき電磁的記録)

第八十条の二 法第六十九条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものである。

「号を削る。」

(電磁的記録)

第四十条 法第十七条第十項(法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものである。

(電磁的記録)

第三百三条 法第六十六条第二項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものである。

(投資法人設立届出書の添付書類)

第八十条 前条の投資法人設立届出書には、法第六十九条第二項に規定する規約を、三通(規約が電磁的記録で作成されているときは、次条に定める電磁的記録一部)添付しなければならない。

2 「同上」

(投資法人設立届出書に添付すべき電磁的記録)

第八十条の二 法第六十九条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものである。

一 産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日

「号を削る。」

「項を削る。」

「項を削る。」

(電磁的方法)

第百十四条 法第七十一条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 「略」

本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

3 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の商号

二 申請年月日

(電磁的方法)

第百十四条 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 「同上」

(投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法)
第百十五条 令第五十九条第一項又は第七十九条第一項の規定によ

り示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ [略]

ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 [略]

(計算書類等の承認の通知に係る電磁的方法)

第百七十三条 法第三十一条第四項(法第六十条第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 [略]

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 [略]

(投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法)
第百七十四条 令第九十二条第一項の規定により示すべき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法

(投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法)
第百十五条 [同上]

一 [同上]

イ [同上]

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 [同上]

(計算書類等の承認の通知に係る電磁的方法)

第百七十三条 法第三十一条第四項(法第六十条第二項において準用する場合を含む。)に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 [同上]

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 [同上]

(投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法)
第百七十四条 [同上]

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>の種類及び内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「略」</p> <p>(契約締結前交付書面の記載方法)</p> <p>第二百二十九条 契約締結前交付書面には、法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下この条において「日本産業規格」という。)Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。</p> <p>〔2・3 略〕</p>
	<p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「同上」</p> <p>(契約締結前交付書面の記載方法)</p> <p>第二百二十九条 契約締結前交付書面には、法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。</p> <p>〔2・3 同上〕</p>

(金融商品取引清算機関等に関する内閣府令の一部改正)

第二十六条 金融商品取引清算機関等に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第七十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(免許申請書に添付すべき電磁的記録)</p> <p>第六条 法第五十六条の第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体(法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>〔項を削る。〕</p> <p>〔項を削る。〕</p> <p>(免許申請書に添付すべき電磁的記録)</p> <p>第三十一条 法第五十六条の二十の第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(免許申請書に添付すべき電磁的記録)</p> <p>第六条 法第五十六条の第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。</p> <p>2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X六〇五に規定する方式</p> <p>3 第一項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一 免許申請者の商号</p> <p>二 申請年月日</p> <p>(免許申請書に添付すべき電磁的記録)</p> <p>第三十一条 法第五十六条の二十の第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、日本産業規格X六二二三に適合する九十</p>

報を記録したものとす。

「項を削る。」

「項を削る。」

(認可申請書に添付すべき電磁的記録)

第四十一条 法第五十六条の二十の十七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

「項を削る。」

ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

3 第一項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 免許申請者の商号又は名称

二 申請年月日

(認可申請書に添付すべき電磁的記録)

第四十一条 法第五十六条の二十の十七第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、日本産業規格X六二二三に適合する九ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

<p>「項を削る。」</p>	<p>二 ポリユーム及びファイル構成については、日本産業規格 X 〇六〇五に規定する方式</p> <p>3 第一項の電磁的記録には、日本産業規格 X 六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならぬ。</p> <p>一 認可申請者の商号</p> <p>二 申請年月日</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令の一部改正)

第二十七条 上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令(平成十五年内閣府令第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(電磁的方法)</p> <p>第四十二条 令第三十六条の二第二項(令第三十六条の五第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体(法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。第四十五条において同じ。)をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p style="text-align: center;">(電磁的記録)</p> <p>第四十五条 令第三十六条の三に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>〔項を削る。〕</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(電磁的方法)</p> <p>第四十二条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p style="text-align: center;">(電磁的記録)</p> <p>第四十五条 令第三十六条の三に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下この条において「日本産業規格」という。X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。</p> <p>2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X六〇五に規定する方式</p> <p>3 第一項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定する</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>ラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 提出者の氏名又は名称 二 提出年月日
-------------------------------	---

(信託業法施行規則の一部改正)

第二十八条 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(取締役の兼職の承認の申請)</p> <p>第二十六条 「略」</p> <p>〔2〕5 略〕</p> <p>6 第一項の規定による申請書又は当該申請書に添付すべき書類（以下この項において「申請書等」という。）の提出については、当該申請書等が電磁的記録（法第三十四条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものにより行うことができる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>7 「略」</p> <p>(情報通信の技術を利用した提供)</p> <p>第三十条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条</p>	<p>(取締役の兼職の承認の申請)</p> <p>第二十六条 「同上」</p> <p>〔2〕5 同上〕</p> <p>6 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>7 「同上」</p> <p>(情報通信の技術を利用した提供)</p> <p>第三十条の六 「同上」</p>

の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 略〕

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第三十条の七の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

〔2・3 略〕

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 同上〕

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第三十条の七の三 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

〔2・3 同上〕

(情報通信の技術を利用する方法)

第三十四条 法第二十六条第二項(法第二十七条第二項及び法第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法(第六十八条を除き、以下「電磁的方法」という。)とする。

- 一 「略」
- 二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 略〕

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第四十三条 「略」

〔2・5 略〕

6 法第三十四条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

7 「略」

(指図権者の行為準則)

第六十八条 「略」

(情報通信の技術を利用する方法)

第三十四条 「同上」

- 一 「同上」
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 同上〕

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第四十三条 「同上」

〔2・5 同上〕

6 法第三十四条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録できる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

7 「同上」

(指図権者の行為準則)

第六十八条 「同上」

2 「略」

3 指図権者（法第六十五条に規定する指図権者をいう。以下この条において同じ。）は、第一項第三号の規定による受益者の書面による同意に代えて、第六項で定めるところにより、当該受益者の承諾を得て、当該受益者の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（同項及び第七項において「電磁的方法」という。）により得ることができる。この場合において、当該指図権者は、当該受益者の書面による同意を得たものとみなす。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに受益者の同意に関する事項を記録したものを得る方法

〔4〕7 略

（信託会社等に対する意見聴取等）

第八十条の三 「略」

〔2〕3 略

4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録をもって作成されているときは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものにより行うことがで

2 「同上」

3 指図権者（法第六十五条に規定する指図権者をいう。以下この条において同じ。）は、第一項第三号の規定による受益者の書面による同意に代えて、第六項で定めるところにより、当該受益者の承諾を得て、当該受益者の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（第六項及び第七項において「電磁的方法」という。）により得ることができる。この場合において、当該指図権者は、当該受益者の書面による同意を得たものとみなす。

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに受益者の同意に関する事項を記録したものを得る方法

〔4〕7 同上

（信託会社等に対する意見聴取等）

第八十条の三 「同上」

〔2〕3 同上

4 「同上」

<p>5 「略」</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>5 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>法</p> <p>「同上」</p>
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

(貸付信託法施行規則の一部改正)

第二十九条 貸付信託法施行規則（平成十九年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p style="text-align: center;">(電磁的記録)</p> <p>第三条 貸付信託法施行令(昭和二十七年政令第二百一十一号。第六条第二項において「令」という。)第一条の規定により読み替えて準用する信託法第九十条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p style="text-align: center;">(電子署名)</p> <p>第六条 法第八条第五項において読み替えて準用する信託法第二百二条第三項に規定する内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。</p> <p>2 「略」</p>
改正前	<p style="text-align: center;">(電磁的記録)</p> <p>第三条 貸付信託法施行令(昭和二十七年政令第二百一十一号。第六条第二項において「令」という。)第一条の規定により読み替えて準用する信託法第九十条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p style="text-align: center;">(電子署名)</p> <p>第六条 法第八条第五項において準用する読み替えて信託法第二百二条第三項に規定する内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。</p> <p>2 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(担保付社債信託法施行規則の一部改正)

第三十条 担保付社債信託法施行規則（平成十九年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(情報通信の技術を利用する方法) 第四条 令第四条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 次に掲げる方法のうち送信者が使用するもの イ 「略」</p> <p>ロ 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「略」</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(情報通信の技術を利用する方法) 第四条 「同上」</p> <p>一 「同上」 イ 「同上」</p> <p>ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正)

第三十一条 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録)</p> <p>第十一条 法第二十九条の二第三項及び第三十三条の三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものである。</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「項を削る。」</p> <p>「項を削る。」</p> <p>(情報通信の技術を利用した提供)</p>	<p>(電磁的記録)</p> <p>第十一条 法第二十九条の二第三項及び第三十三条の三第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ</p> <p>二 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク</p> <p>2 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式</p> <p>3 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 登録申請者の商号又は名称</p> <p>二 申請年月日</p> <p>(情報通信の技術を利用した提供)</p>

第五十六条 法第三十四条の二第四項（法第三十四条の三第十二項

（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項、第三十七条の五第二項、第四十条の二第六項、第四十条の五第三項及び第四十二条の七第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 略〕

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第五十七条の三 法第三十四条の二第十二項（法第三十四条の三第三項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

第五十六条 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 同上〕

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第五十七条の三 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

〔2・3 略〕

(契約締結前交付書面の記載方法)

第七十九条 契約締結前交付書面には、法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

〔2・3 略〕

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第一百十条 〔略〕

〔2・5 略〕

6 第一項第五号イ及びロ、第三項並びに第四項の「情報通信を利用する方法」とは、次に掲げる方法とする。

一 〔略〕

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに顧客の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

〔7・8 略〕

(電磁的記録)

第二百八条の二十一 法第五十七条の十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに

〔2・3 同上〕

(契約締結前交付書面の記載方法)

第七十九条 契約締結前交付書面には、法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

〔2・3 同上〕

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第一百十条 〔同上〕

〔2・5 同上〕

6 〔同上〕

一 〔同上〕

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに顧客の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

〔7・8 同上〕

(電磁的記録)

第二百八条の二十一 法第五十七条の十三第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当する

情報を記録したものとす。

「号を削る。」

「号を削る。」

「項を削る。」

「項を削る。」

(電磁的記録)

第二百三十八条の三 法第六十三条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

「号を削る。」

「号を削る。」

「項を削る。」

ものとする。

一 日本産業規格 X 六二二三 に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二 日本産業規格 X 〇六〇六及び X 六二八二 に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本産業規格 X 六二二五 に規定する方式

二 ポリユーム及びファイル構成については、日本産業規格 X 〇六〇五 に規定する方式

3 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 指定親会社の商号又は名称

二 届出年月日

(電磁的記録)

第二百三十八条の三 法第六十三条第四項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一 日本産業規格 X 六二二三 に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二 日本産業規格 X 〇六〇六及び X 六二八二 に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従って

「項を削る。」

(電磁的記録)

第二百四十六条の十五 法第六十三条の九第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したもとする。

「号を削る。」

「号を削る。」

「項を削る。」

「項を削る。」

しなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X六〇五に規定する方式

3|| 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の商号又は名称
二 届出年月日

(電磁的記録)

第二百四十六条の十五 法第六十三条の九第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一|| 日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二|| 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2|| 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X六〇五に規定する方式

3|| 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない

(電磁的記録)

第二百六十一条 法第六十六条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

(登録申請書の添付書類)

第三百条 〔略〕

らない。

- 一 届出者の商号又は名称
- 二 届出年月日

(電磁的記録)

第二百六十一条 法第六十六条の二第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

- 一 日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
 - 二 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
- 2 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。
- 一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式
 - 二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式
- 3 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 登録申請者の商号又は名称
 - 二 申請年月日

(登録申請書の添付書類)

第三百条 〔同上〕

2 前項第八号に掲げる書類を添付する場合において、貸借対照表又は損益計算書が電磁的記録で作成されているときは、当該書類に代えて電磁的記録（次条に定めるものに限る。）を添付することができる。

〔3・4 略〕

（電磁的記録）

第三百一条 法第六十六条の二十八第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

2 前項第八号に掲げる書類を添付する場合において、貸借対照表又は損益計算書が電磁的記録で作成されているときは、当該書類に代えて電磁的記録（次条に規定するものに限る。）を添付することができる。

〔3・4 同上〕

（電磁的記録）

第三百一条 法第六十六条の二十八第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一 日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

3 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 登録申請者の商号又は名称

二 申請年月日

<p>(電磁的記録)</p> <p>第三百三十条 法第六十六条の五十一第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「項を削る。」</p> <p>「項を削る。」</p>	<p>(電磁的記録)</p> <p>第三百三十条 法第六十六条の五十一第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ</p> <p>二 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク</p> <p>2 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式</p> <p>3 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 登録申請者の商号又は名称</p> <p>二 申請年月日</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部改正)

第三十二条 金融商品取引業協会等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(あっせんを行わない旨の通知)</p> <p>第二十一条 「略」</p> <p>2 認可協会は、前項の規定による書面による通知に代えて、あらかじめ、同項の当事者に対し、次に掲げる方法のうち当該認可協会が使用するもの(以下この条において「電磁的方法」という。及びファイルへの記録の方式を示し、当該当事者の書面又は電磁的方法による承諾を得て、同項の規定により通知すべき事項を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該認可協会は、当該書面による通知をしたものとみなす。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体(法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>〔3・4 略〕</p>
改正前	<p>(あっせんを行わない旨の通知)</p> <p>第二十一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>〔3・4 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正)

第三十三条 金融商品取引所等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(免許申請書等に添付すべき電磁的記録)</p> <p>第五条 法第八十一条第三項(法第八十五条の二第三項、第二百二条の十五第三項及び第六十六条の十一第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体(電磁的記録(法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。第十一条の三、第二十六条及び第二十七条を除き、以下同じ。)に係る記録媒体をいう。第二十六条を除き、以下同じ。)をもって調製するファイルに情報を記録したものであるものとする。</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔項を削る。〕</p> <p>〔項を削る。〕</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(免許申請書等に添付すべき電磁的記録)</p> <p>第五条 法第八十一条第三項(法第八十五条の二第三項、第二百二条の十五第三項及び第六十六条の十一第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ</p> <p>二 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク</p> <p>2 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式</p> <p>3 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>

(電磁的記録)

第十一条の二 法第八十八条の三第三項及び第二百二条の四第三項において準用する会社法第二十六条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(電磁的方法)

第十一条の四 法第八十八条の五第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 「略」

(組織変更をする会員金融商品取引所の事前開示事項)

第十五条 法第一条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

- 一 申請者の名称又は商号
- 二 申請年月日

(電磁的記録)

第十一条の二 法第八十八条の三第三項及び第二百二条の四第三項において準用する会社法第二十六条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(電磁的方法)

第十一条の四 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 「同上」

(組織変更をする会員金融商品取引所の事前開示事項)

第十五条 「同上」

「一・二 同上」

三 法第一百一条の三第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置いた日後、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(電磁的方法の種類及び内容)

第二十四条 令第十九条の二の五第一項の規定により示すべき電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。）の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの
- イ 「略」
- ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 「略」

(電磁的方法)

第二十五条 令第十九条の二の五第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 「略」
- 二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

三 法第一百一条の三第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。第二十六条及び第九十六条を除き、以下同じ。）を主たる事務所に備え置いた日後、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(電磁的方法の種類及び内容)

第二十四条 「同上」

- 一 「同上」
- イ 「同上」
- ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 「同上」

(電磁的方法)

第二十五条 「同上」

- 一 「同上」
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに

<p>2 「略」</p> <p>(合併認可申請書に添付すべき電磁的記録) 第九十六条 法第四百十条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p>	<p>2 「同上」</p> <p>情報を記録したものを交付する方法</p> <p>(合併認可申請書に添付すべき電磁的記録) 第九十六条 法第四百十条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、第五条に定める電磁的記録とする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(公認会計士法施行規則の一部改正)

第三十四条 公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(電磁的記録)

第一条 公認会計士法(以下「法」という。)第一条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十二条の二第二項第二号及び第二十四条の二第二項第二号において同じ。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。

2 前項のファイルに記録された情報については、作成者の署名又は記名押印に代わる措置として、作成者による電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。第二十四条の二第三項第二号において同じ。)が行われているものでなければならぬ。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十二条の二 「略」

2 法第二十五条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

改正前

(電磁的記録)

第一条 公認会計士法(以下「法」という。)第一条の三第一項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。

2 前項に規定する電磁的記録は、作成者の署名又は記名押印に代わる措置として、作成者による電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項)の電子署名をいう。第二十四条の二第三項第二号において同じ。)が行われているものでなければならぬ。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十二条の二 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

<p>〔3〕5 略</p> <p>(監査証明の業務の執行に係る情報通信の技術を利用する方法) 第二十四条の二 「略」</p> <p>2 法第三十四条の十二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに法第三十四条の十二第二項の証明書に記載すべき事項を記録したものを交付する措置</p> <p>〔3〕5 略</p>	<p>〔3〕5 同上</p> <p>(監査証明の業務の執行に係る情報通信の技術を利用する方法) 第二十四条の二 「同上」</p> <p>2 法第三十四条の十二第三項の内閣府令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに法第三十四条の十二第二項の証明書に記載すべき事項を記録したものを交付する措置</p> <p>〔3〕5 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正)

第三十五条 金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令(平成二十一年内

閣府令第七十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(金融商品取引関係業者に対する意見聴取等) 第四条 「略」 「2・3 略」</p> <p>4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。第二号において同じ。）をもって作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものにより行うことができる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>5 「略」</p>	<p>(金融商品取引関係業者に対する意見聴取等) 第四条 「同上」 「2・3 同上」</p> <p>4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものにより行うことができる。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>5 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(資金移動業者に関する内閣府令の一部改正)

第三十六条 資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する

。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(受取証書の交付) 第三十条 「略」 〔255 略〕</p> <p>6 前三項の「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合 次に掲げる方法</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次号ロにおいて同じ。）をもつて調製するファイルにその旨を記録したものを交付する方法</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる方法</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>〔759 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(受取証書の交付) 第三十条 「同上」 〔255 同上〕</p> <p>6 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルにその旨を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>〔759 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正)

第三十七条 資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令(平成二十二年内閣府令第八号)の一部を

次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(資金移動業等関係業者に対する意見聴取等) 第四条 「略」 「254 略」</p> <p>5 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二号において同じ。）をもって作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより行うことができる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>(資金移動業等関係業者に対する意見聴取等) 第四条 「同上」 「254 同上」</p> <p>5 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより行うことができる。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p>
<p>6 「略」</p>	<p>6 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(特定金融指標算出者に関する内閣府令の一部改正)

第三十八条 特定金融指標算出者に関する内閣府令(平成二十七年内閣府令第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(電磁的記録)</p> <p>第五条 法第五百五十六条の八十六第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体(法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(電磁的記録)</p> <p>第五条 法第五百五十六条の八十六第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p>

(暗号資産交換業者に関する内閣府令の一部改正)

第三十九条 暗号資産交換業者に関する内閣府令(平成二十九年内閣府令第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(利用者の暗号資産の管理) 第二十七条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 法第六十三条の十一第二項後段に規定する利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 暗号資産交換業者が自己で管理する場合 暗号資産交換業の利用者の暗号資産を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第二十九條第二項第一号において同じ。）その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法</p> <p>二 「略」</p>	<p>(利用者の暗号資産の管理) 第二十七条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>一 暗号資産交換業者が自己で管理する場合 暗号資産交換業の利用者の暗号資産を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法</p> <p>二 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正)

第四十条 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令(令和三年内閣府令第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(電磁的方法)</p> <p>第二条 この府令において「電磁的方法」とは、次に掲げる方法という。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「略」</p> <p>(預金等媒介業務を適正かつ確実にを行うことについて支障を及ぼすおそれがある場合)</p> <p>第十六条 「略」</p> <p>2 前項第二号ロ(3)の「情報通信の技術を利用する方法」とは、次に掲げる方法をいう。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>3 「略」</p> <p>(情報通信の技術を利用した同意の取得)</p>	<p>(電磁的方法)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「同上」</p> <p>(預金等媒介業務を適正かつ確実にを行うことについて支障を及ぼすおそれがある場合)</p> <p>第十六条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>3 「同上」</p> <p>(情報通信の技術を利用した同意の取得)</p>

第七十一条 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。第一号イにおいて同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 「略」

（特定金融サービス契約に係る契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第七十七条 「略」

〔2〕4 略

5 第一項第四号イ及びロの「情報通信の技術を利用する方法」とは、次に掲げる方法とする。ただし、当該方法は、金融サービス仲介業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに顧客の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

第七十一条 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 「同上」

（特定金融サービス契約に係る契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第七十七条 「同上」

〔2〕4 同上

5 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに顧客の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

<p>(金融サービス仲介業者に対する意見聴取等) 第四百四十六条 「略」 「2・3 略」</p> <p>4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものをもって行うことができる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>5 「略」</p>	<p>(金融サービス仲介業者に対する意見聴取等) 第四百四十六条 「同上」 「2・3 同上」</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>5 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(電子決済手段等取引業者に関する内閣府令の一部改正)

第四十一条 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(令和五年内閣府令第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(利用者の電子決済手段の管理)</p> <p>第三十八条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の十四第一項の規定に基づき電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段を管理する場合において、次に掲げる要件の全てを満たすものとして現に受けている登録をした財務局長等の承認を受けたときは、信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってする電子決済手段の信託（以下「利用者区分管理電子決済手段自己信託」という。）をし、当該電子決済手段等取引業者において、利用者の電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分し、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態（当該利用者の電子決済手段に係る各利用者の数量が自己の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。）で管理する方法により、当該電子決済手段を管理することができる。この場合において、当該電子決済手段等取引業者は、当該利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る信託財産に属する電子決済手段を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であ</p>	<p>(利用者の電子決済手段の管理)</p> <p>第三十八条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の十四第一項の規定に基づき電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段を管理する場合において、次に掲げる要件の全てを満たすものとして現に受けている登録をした財務局長等の承認を受けたときは、信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってする電子決済手段の信託（以下「利用者区分管理電子決済手段自己信託」という。）をし、当該電子決済手段等取引業者において、利用者の電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分し、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態（当該利用者の電子決済手段に係る各利用者の数量が自己の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。）で管理する方法により、当該電子決済手段を管理することができる。この場合において、当該電子決済手段等取引業者は、当該利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る信託財産に属する電子決済手段を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全</p>

つて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。〕その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法により、当該電子決済手段を管理しなければならない。

〔一〕三 略〕

〔4〕7 略〕

（情報通信の技術を利用した提供）

第四十六条 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 〔略〕

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2〕3 略〕

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

管理措置を講じて管理する方法により、当該電子決済手段を管理しなければならない。

〔一〕三 同上〕

〔4〕7 同上〕

（情報通信の技術を利用した提供）

第四十六条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2〕3 同上〕

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

<p>第四十九条 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>第四十九条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法</p> <p>〔2・3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この府令は、公布の日から施行する。